

保 発 0 3 3 1 第 1 7 号
平成27年 3 月 3 1 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の一部の施行について

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）については、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の公布について」（平成26年 6 月 25 日 付 保 発 0 6 2 5 第 1 号 保 険 局 長 通 知）において既にお示ししたところである。

今般、医療介護総合確保推進法の一部が施行されることに伴い、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成27年厚生労働省令第57号。以下「整備省令」という。）が公布され、保険者協議会が行う業務についても定められたので、その内容について下記のとおり通知する。

貴職におかれては、これについて十分御了知の上、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図っていただく等、本法の円滑な施行について特段の御配慮をお願いする。

記

保険者協議会の業務

保険者協議会が調査及び分析を行う情報は、①医療に要する費用並びに診療の件数及び日数に関する地域別、年齢別、疾病別、診療内容別、男女別及び医療機関の種類別の状況に関する情報、②特定健康診査及び特定保健指導の実施状況に

関する情報、③医療の提供に関する地域別、病床の種類別及び医療機関の種類別の病床数並びに地域別及び医療機関の種類別の医療機関数の推移の状況に関する情報とする。（整備省令第7条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第118条関係）